

第 504 回 福井地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 5 年 8 月 23 日 (水) 10:00～12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 (定数 5 名)
労働者代表委員 4 名 (定数 5 名)
使用者代表委員 5 名 (定数 5 名)
- 4 議題
 - (1) 令和 5 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) 令和 5 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 - ・ 全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討 (紡績業, 化学繊維、織物染色整理業) (繊維機械、金属加工機械製造業)
 - (3) その他
- 5 議事要旨
 - 議題 (1) について

福井労働局長から、福井地方最低賃金審議会会長に

 - ・ 「令和 5 年度地域別最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」が諮問された。

公益委員側からは、

 - ・ 「最低賃金を 1,500 円にすべき」との申出については、通常の企業の支払能力等に鑑み、適当でない。旨の発言があった。

労働者委員側からは、

 - ・ 異議申出の中で言及している「生活水準や地域間格差」について、専門部会で労働者側から主張し、この内容を踏まえ審議し、結果を出した。
 - ・ 審議の中で、最低賃金を決める三要素及び地域間格差をこれまで以

上に審議したため、異議申出に係る再審議は不要と考える。

- ・ 異議申出の時間額 1,500 円については、高卒初任給はまだ時給 1,500 円に至っておらず疑問。

旨の発言があった。

使用者委員側からは、

- ・ 令和 5 年度の地域別最低賃金の引上げ額は過去最大というものであり、例えば、B ランク 28 件のうち福井県を上回るのは 2 件しかない。
- ・ 今回の引上げ額 43 円は、使用者としては、大きいものであった。これ以上の引上げは受け入れられない。
- ・ 支払能力を考慮しない引上げというのは、労働者の雇用の場が失われることにもつながりかねない。

旨の発言があった。

以上のとおり異議申出に対して審議し、各側委員からはいずれも

- ・ 8 月 7 日付答申に対する異議申出について、「十分調査審議済みであり、再審議の必要はない。」

旨の発言があった。

公益委員側から、

- ・ 「福井地方最低賃金審議会として、令和 5 年 8 月 7 日付の審議会の答申のとおり、決定することが適当であると答申したい。」

旨が示され、採決を行ったところ、全会一致により決定した。

上記決定に基づく答申文を作成・確認し、福井労働局長に対し答申した。

議題（2）について

事務局からは、

- ・ 特定最低賃金の審議日程及び特定最低賃金の審議に係る基本的なルール
- ・ 特定最低賃金の賃金特性値の説明があった。

改正の申出のあった 4 業種のうち、次の 2 業種について審議した。

○ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の審議

労働者委員側からは、

- ・ 労働協約又は企業内最低賃金の労使協定の締結における使用者側の判断基準

等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

使用者委員側からは、

- ・ 賃金特性値を踏まえ、個別の業種の相場をみて、必要性を判断する。
- ・ 他県も同様であるが繊維業の改正の必要性について否定的である。

旨の発言があった。

公益委員側からは、

- ・ 全国的に見ても、繊維業の必要性審議に関して審議結果がネガティブな状況にある。

旨の発言があった。

○ 繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の審議

労働者委員側からは、

- ・ 当該産業の状況、賃金の改定状況
- ・ 特定最低賃金（一般機械）の動向、影響率、他県の情報

等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

使用者委員側からは、

- ・ 労働協約の最低賃金下限額が、過去数年（令和元年から 995 円：令和 3 年だけ 1,000 円）固定されており、下限値が 995 円に固定されているということは、賃金を今まで以上に引き上げなくてもよい産業となるのではないか。

旨の発言があった。

公益委員側からは、

- ・ 賃金特性値の推移をみても、優位性がある。
- ・ できれば必要性に向けて議論がなされることが望ましい。

旨の発言があった。

議題（3）について

特になし。